Kobe University Repository : Kernel

PDF issue: 2025-05-04

『神戸新聞』における「ヤミ市」報道 : 1945年8月15日から1947年3月31日、三宮地区を対象として

村上, しほり
梅宮, 弘光

(Citation)
神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要,5(2):145-155

(Issue Date)
2012-03

(Resource Type)
departmental bulletin paper

(Version)
Version of Record

(JaLCDOI)
https://doi.org/10.24546/81003912

(URL)
https://hdl.handle.net/20.500.14094/81003912

神戸大学大学院人間発達環境学研究科　研究紀要第５巻第２号　2012　　研究報告
Bulletin of Graduate School of Human Development and Environment Kobe University, Vol.5 No.2　2012

『神戸新聞』における「ヤミ市」報道
—1945 年 8 月 15 日から 1947 年 3 月 31 日、三宮地区を対象として—

How Had the Newspaper Reported the Situation of the Black Market around Sannomiya in Kobe?
(Through the Survey of Articles of The Kobe Shinbun from Aug. 15, 1945 to Mar. 31, 1947)

村上 しほり*　　梅宮 弘光**
Shihori MURAKAMI*　Hiromitsu UMEMIYA**

要約：本稿は、1945 年 9 月から 1947 年 3 月までの『神戸新聞』に掲載された三宮地区の「ヤミ市」に関する記事を、解説を付して紹介するものである。終戦直後の神戸では、省線三ノ宮駅から元町駅間、約 1.5km の高架下・南側舗道・緑地帯にヤミ市が生じた。その後、公権力、GHQ、民間の諸集団などの相互的関係の中で変容し、1946 年 10 月頃には「マーケット」と称する一定の秩序を備えるに至る。この期間のヤミ市の移り変わりを『神戸新聞』はどのように報じたのか、次の 10 期に区分して紹介する。1）1945 年 9 月　—三宮における省線高架下ヤミ市の出現。2）1945 年 10 月から 11 月　—高架下の商店街形成、三宮における初のヤミ市大規模取締り。3）1945 年 12 月　—地域指定、「朝鮮人自由商人連合会」発足。4）1946 年 1 月から 2 月　—三宮自由市場と交通妨害の改善、三宮自由市場の現況。5）1946 年 5 月　—取締り風景、商人の組織化。6）1945 年 6 月から 7 月　—三宮自由市場の現況、「八・一粛正」にむけた兵庫県の方針。7）1946 年 8 月—「八・一粛正」後、三宮自由市場における大規模撤去。8）1946 年 9 月—三宮自由市場の今後の展望、2 度目の大規模撤去。9）1946 年 10 月　—高架下に連鎖店舗建設、葺合区に「国際マーケット」開店。10）1946 年 11 月から 1947 年 3 月　—三宮自由市場の終焉。

キーワード：戦災復興期　都市環境　統制経済　闇市　ヤミ市　自由市場　高架下　不法占拠　露店

はじめに

本稿は神戸市の戦災復興過程における都市環境の変容に関する研究の一環として、1945 年 8 月 15 日から 1947 年 3 月 31 日までの『神戸新聞』の全紙面通覧によって、終戦直後、神戸市に現れたヤミ市「三宮自由市場」についてどのような報道がなされていたのか、その変遷を紹介し、解説を付すものである。

「三宮自由市場」とは、省線三ノ宮駅から元町駅間、約 1.5km の高架下・南側舗道・緑地帯に広がる屋台・露店・立売商人群の集合体である。この三宮自由市場の形成と変容過程については、終戦直後の神戸市において民衆による経済活動とそれによる環境形成のダイナミズムが顕著に現れた事例として筆者はすでに論文を発表し論じたことがある[1)]。その際に、『神戸新聞』の 1945 年 8 月 15 日から 1947 年 6 月 30 日までの全紙面悉皆調査を行い、ヤミ市が拡大につれて形態・規模ともに変化を遂げ、近隣各所への分散移転によって「マーケット」が派生した経緯が明らかになった。

当時の『神戸新聞』はそうした動向をいきいきと報じている。1898 年創刊から今日に至る地方紙『神戸新聞』は戦災によって大きな被害を被ったにもかかわらず、休刊することなく戦中・戦後を通して神戸の現況を伝え続けた。行政による復興計画・制度改革や進駐軍命令に関する報道も多々見受けられる一方で、ヤミ市や物資の流通問題、露天商人として暮らす市民の生活状況について、三宮地域を中心に多くの言及がなされた。ここからはヤミ市が神戸市民の生活に密接した問題であったこと、関心の高さが察せられる。したがって『神戸新聞』は、戦災復興期の神戸市における都市環境形成を通時的に捉えるための好適な資料であると考える。

前述の拙稿では、同紙記事に、『大阪毎日新聞』、『神戸市史』、空中写真、住宅地図、関連文献、関係者へのインタビューなどを加えて検証し、三宮自由市場を事例に、戦後神戸におけるヤミ市の形成と変容を明らかにした。とくに、終戦後 3 年間の『神戸新聞』におけるヤミ市報道については、三宮自由市場における人びとの動きを報じた記事 108 件を全抽出し、「闇市」「街頭市場」「自由市場」「露店・露天商人」「民族・国籍」「土地・交通・道路」といった要素に分類した[2)]。そして、警察の取締り・行政による指導・営業者による活動・盛り場の様相という記事の性質に着目し、時系列で整理した。その結果明らかになったのは、次のことであった。1）1945 年 9 月から 1947 年 3 月までの期間には、三宮自由市場は社会状況や立場の異なる関係者の多様な動向に伴って、日々様相を変えた。2）新聞紙上では、行政の復興計画・制度改革や進駐軍の命令に関する報道と同時に、ヤミ市や物資の流通問題、逼迫した市民生活につい

* 神戸大学大学院人間発達環境学研究科博士課程後期課程
** 神戸大学大学院人間発達環境学研究科

（2011 年 9 月 30 日　受付
2012 年 1 月 16 日　受理）

ても多くの言及が為されていた。3）この報道からは三宮地域におけるヤミ市の動向が神戸市民の生活に密接した問題であったこと、多くの関心が寄せられていたことが察せられる。

しかし、前稿では紙幅の制約もあり、記事の引用は比較的少量に留めざるを得なかった。結果として、当時の報道がもつ独特の臨場感や細かいニュアンスは十分には紹介できなかったうらみがある。そこで本稿では、対象となる記事のなかから、「三宮自由市場」の形成と変容、その背景をなす制度、人物、集団などの動向が如実に表れている記事を抽出し、採録する。

なお、採録文は原則として原文のままとしたが、句読点については原文にはない箇所にも補った。この時期の新聞組版には、誤植なのか何らかの意図があるのかも判然としない句読点の省略／脱落が少なくないからである。また、漢字は原文の意味を損なわない範囲で当用漢字に、変体仮名は現代仮名に改めた。資料採録は徹底して原文のままにすべきという見解は承知しているが、本稿では正当性を保ったうえで、読みやすさにも配慮することとした。

採録文は、見出し、掲載年月日、記事本文、解説の順で配列した。このうち、見出しはゴシック体としカギ括弧（「」）で示し、本文には明朝体、解説にはゴシック体を用いた。判読不能な文字は字数に対応する□で示した。

以下では、まず第1章において、筆者のこれまでの研究[3]に基づいて、1945年8月から1947年3月までの三宮自由市場の形成と変容の概要を述べる。さらに、この過程がヤミ市をめぐる状況変化の観点から10期に区分できることを示し、第2章以降の記事採録の準備とする。

第1章　三宮自由市場の形成・変容過程の概要

「三宮自由市場」とは、省線三ノ宮駅から元町駅間、約1.5kmの高架下・南側舗道・緑地帯に広がる屋台・露店・立売商人群の集合体であるヤミ市である。同地には日を追うごとに多数のヤミ商人が流れ込み、最大1500店舗を数えたといわれた[4]。神戸のヤミ市における発生初期は、省線高架下の中国人による食糧品立売りだった。これが南側街路とその中の緑地帯を埋め尽くすバラック店舗群へと成長し、自らを「自由市場」の「自由商人」と称するようになる。国・県・市・GHQ といった行政組織は、治安維持の見地から取締りにあたるが、戦前からの露天商人・民族・土地といった多様な方面への配慮を要したため、商人との問題が起こるたびに行われる指導は場当たり的だった。

この行政の取締りと商人の営為のせめぎ合いとも言える対立構造は全国的にみられたが、1946年8月以降、急速に解決へと向かう。これには1946年8月1日、全国一斉に行われた「八・一粛正」が影響しているが、兵庫県内におけるヤミ市取締りはすべてが一度に解決したわけではなかった。ヤミ市撤去には新たな移転先を要し、膨大な商人数には多様な商人組織が混在しており、各々が利権を主張して協議が繰り返され、段階的な集団移転が行われた。これに伴う店舗建設や入居者の募集には、民族集団や露天商集団を基盤とするとりまとめ組織のイニシアチブがみられており、各々の集団移転完了を以って「マーケット化」と称された。

これら一連のヤミ市が発生から解決に至るプロセスは、その状況変化の観点から次の10期に区分することができる。

第1期：1945年9月　―三宮における省線高架下ヤミ市の出現
第2期：1945年10月から11月　―高架下の商店街形成、三宮における初のヤミ市大規模取締り
第3期：1945年12月　―地域指定、「朝鮮人自由商人連合会」発足
第4期：1946年1月から2月　―三宮自由市場と交通妨害の改善、三宮自由市場の現況
第5期：1946年5月　―取締り風景、商人の組織化
第6期：1945年6月から7月　―三宮自由市場の現況、「八・一粛正」にむけた兵庫県の方針
第7期：1946年8月―「八・一粛正」後、三宮自由市場における大規模撤去
第8期：1946年9月―三宮自由市場の今後の展望、2度目の大規模撤去
第9期：1946年10月　―高架下に連鎖店舗建設、葺合区に「国際マーケット」開店
第10期:1946年11月から1947年3月　―三宮自由市場の終焉

第2章　『神戸新聞』における「ヤミ市」報道

第1期　1945年9月　―三宮における省線高架下ヤミ市の出現

「盛り場の明暗二重奏　法外な饅頭を売る闇商人　日毎に人波も増へ活気付く」（1945年9月17日）

僅かな時でもよい、とげとげしい敗戦者の感情から、或ひは生々しい戦災地の荒んだ感情から解放されたいと都会人は欲求する。かつての都会人は享楽的感覚をもとめて盛り場へ集ふ習性があったが、終戦した今の都会人はこの戦争によって荒んだ感情を一日も早く払拭したいばかりにこの習性をとり戻し盛り場をもとめるが、従って盛り場の要素たる映画場、娯楽場、食堂などの歓楽施設はどちらかといへば第二義的存在ともいへる。ただ人間は人間をもとめて集ふのだ。これが終戦後の盛り場気質である。だから盛り場は都市復興の走りともいへるわけで、さうした解釈から盛り場を定義づけると盛り場は戦後都市の明るい面でなければならないはずだ。しかし戦後といっても日本の場合は戦に敗れたのだから暗い面も否定するわけにはゆかない。神戸の場合明暗両断面からこの盛り場を衝いて見る。（中略）

【暗い面】ここでの暗い面とは建設的でないことを意味する。神戸の盛り場は新開地帯であるが、その次は元町ー三の宮間の省線ガード下だ。戦前かつてこのガード下を盛り場として計画されたやうだがそれは余り芳ばしくはなかったやうだ。ところが終戦の今も盛り場としての要素を欠くだけに兎角暗い面が色こくそれだけに建設的線は細いわけだ。即ちここでは映画館も娯楽場もなくただ人目をひくのは妙な饅頭を二、三十個ばかり入れた籠を抱へる支那人の行商人である。値は高いので一個が五円、安いので三個が五円といふのだから少々心臓の弱い男は瞠目して手が出ない。それかと思ふと百円札をぽんと投げ出しマンジュウ二十個平気で買って去る人間もあるのだから世の中は色さまざまだ。その他赤ちゃんのにぎり拳位の梨が三個五円、大きいので一個五円といふベラボウな値でもぢゃんぢゃん売れてゆくのだから、悪性インフレが憂慮されるのも無理からぬことだ。然しさすがは支那人で世界の商人だ。同じ一個の饅頭でも日本人が闇でこっそり売っているやうないかがわしい饅頭で

はなく"なるほど食へそうだ"と購買心はそそる奴だ。だから日本人の"だんご"を売りにきてもすぐにこそこそと消える。また現はれてもすぐ消えてなくなるのでは復員者の服装をしたのがある。先日もジャカルタ石鹸二十円で売っていたが、これは軍用だから立派な石鹸だ。これは己れを恥ぢてすぐ消えた。或ひは鰻を一尾つかった"にぎりずし"が三個で五円、これも日本人女だが長くは居られず、すぐこそこそと消える。兎も角ガード下は食ひものの行商人で一杯だ。そうした色別では新開地盛り場とは違ふのもまたやむを得ないことだ。それだけに非建設的であり今後盛り場としての永続性は乏しい。しかし暗い面ばかりでもないわけで今では神戸の一名物化している支那人の路上散髪人がある。これなどは戦後の神戸を一段と明るくしている。

「買手も自粛しよう　闇の立売商人に当局取締り手段　小杉県経済保安課長談」(1945 年 9 月 22 日)

最近戦争終結と共に"統制経済は自然消滅したのだ"といった錯覚から法外な価格で闇行為が公然と横行している。闇価格そのものは戦争中と大差はないが物資の流出量は戦災前に匹敵するものがある。これは終戦時に各方面で物資を大量的に放出したことが原因しているか。これ等誤れる統制経済に対する認識を一掃するため小杉県経済保安課長から終戦後の統制経済の在り方を聴く。

過去の統制経済は戦力増強と国民生活の安定を期するため一定物資を確保するにあった。その間の障害物を一掃するためにはまた経済警察官が陣頭に起って来た。ところが一部層では終戦と共に統制経済はその存在をなくし消滅したのだといった消費に陥入り、一例に露店商人をとっても無統制状態を呈しているが、統制経済そのものは勝手に出来たものでなく法令に基づいて実施されたのであるから、戦争に勝つための戦力増強と国民生活確保の二本であつたが、これから先は国民生活確保の一本にその使命が転換されるのであるが、戦力増強にかはって悪性インフレーションの防止が書き加へられることになる。これによって生活必需品価格の維持取締りと並行して国民生活の安定化も期待出来るものがあると思ふ。特に主要食糧をはじめ燃料、衣料、日用品、台所用品などの確保のためには当局は大乗的指導をして家庭の必需品に対する混乱を阻止するに努めたい。依って当局は今後も同法令に基づき違反する者があれば容赦なく摘発し厳罰を以て臨みたい。

1945 年 9 月 17 日、終戦以降初めて神戸市内のヤミ市の現況について言及された。同時に、戦後日本の盛り場について進むべき道を考察する内容がみられた。元町から三ノ宮間の省線ガード下にヤミ市が出現したことが明記され、「妙な饅頭を二、三十個ばかり入れた籠を抱へる支那人の行商人」がはじめにここに現れた、と報じられた。戦前の盛り場とは映画館や娯楽場を備えた空間、すなわち新開地こそが神戸市民の考える盛り場であった。しかし、戦後の盛り場は食糧不足を補うヤミ物資の販売に始まった。

「ただ人間は人間をもとめて集ふのだ」と記されたように、空襲の不安から解放された市民は焼け残った高架橋のそびえる駅前空間に集まった。そこにはまた食糧品の立売商人が次々と現れ、1945 年 9 月にはすでに三宮駅周辺は多数の人びとでひしめく様相を呈した。記事からは、省線高架下と三宮駅前のヤミ市の出現・繁栄に対する当時の違和感が読み取れるが、同地域は戦後の盛り上がりを経て、次第に中心市街地へと変容を遂げる。また、「神戸の一名物化している支那人の路上散髪人」に対する評価は饅頭の立売商人と対照的で、これを喜ばしいことと感じていた当時の世相が窺える。

9 月 22 日の報道から、ヤミ商人の集団化は途上にあるが、統制経済に対する市民の認識が戦後急激に甘くなっている様相が現れている。これに対しては兵庫県経済保安課長が、終戦時の物資の大量放出が一因か、という見解を述べている。また、同年 11 月に生鮮食料品の統制解除を行うと予告するなど、政策自体が定まらない様相を呈していた。経済警察は 1938 年 8 月、軍需生産の増強拡充を目指した国家統制を付すとともに、増加する統制違反を取り締まる必要性が生じたことで設置された。各警察署に経済事犯専門の刑事・巡査を設置しており、統制違反（闇取引）の摘発を目的とした。「無統制」な状態へと変わりつつある露天商人たちに対する取締りの必要が生じたこと、「国民生活確保」と「悪性インフレーションの防止」を戦後の統制経済の使命として強調している方針の転換が読みとれる。

第 2 期　1945 年 10 月から 11 月　―高架下の商店街形成、三宮における初のヤミ市大規模取締り

「高架下の闇商人を追放」(1945 年 10 月 6 日)

阪急三宮駅から省線元町駅間の高架下は目下内外人向の歓楽商店街とすべく鋭意工事を急いでいるが、この高架下には従来多くの露天商人が商売を営んでをり、工事の進捗をさまたげている点も少くなく、また内外人の交通の激しいこの附近での商売は見苦しくもあるので、生田署ではこのほど三宮駅―元町間での商売を禁じ、露店商人は他に移転するやうに命じたが、なほ隠れて商売しているものもある模様なので、場合によっては一斉に取締る。

「闇市に近く大鐵槌　検察陣が大規模な準備　飲食店も取締れ　抜本的な対策を要望」(1945 年 10 月 29 日)

神戸の新開地、元町高架下の両盛り場における食糧闇売りはここ二三日来急激に増えて来た。これは大阪における連日の検挙で姿を消した闇売りが神戸に流入した影響だと見られているが、それにしてもその雑踏ぶりは言語に絶する無軌道ぶりを発揮している。検察当局では警察能力を最大限に発揮して近く大検挙を行ふべく目下準備をすすめている。神戸の場合は支那人の街頭売りが主体となっているので敗戦した日本の警察威信では兎角及ばざる難点もあり、しかもかうした食糧闇売りは終戦後のどさくさに現れた泡沫的現象でなく統制経済の欠陥によって生れた闇売りだけに、これを放置した場合はいよいよ増大するだけでなく、その闇売りの内容も概して下向く傾向がある。(中略)

お餅、あらゆる種類のてんぷら、カレーライス、焼めし、うどん、果物、牛肉の切売り、ミルク、缶詰など米麦、砂糖、牛肉、魚などの食物から焼酎ウイスキーを含んだものが網羅せられ、何んでもご座れで、また一品料理でビフテキ二枚五十円が飛び出す無軌道ぶりで、従ってこの闇売りのために種々な衛生的事件も簇出する。例へば省線神戸駅の早朝には原料買入れに出かける支那人らの群のために交通難に拍車をかけるし、また闇売りのために□神して来る群の

ために神有電車などは交通地獄を増大している。阪急は喧嘩沙汰は連日の如く続出するし省線神戸貨物駅では石炭積出し事件も生じるなど直接的被害もまた増大している。これがために今度の警察当局の大検挙はかつて見ざる大がかりのものであらう、と予想せられよう。

「洋食は七円から　高架下の新楽街まづ五軒店開き」(1945 年 11 月 2 日)

「本日開店」の貼紙の前にはやくも列をつくっている。新神戸名所の「新楽街」の蓋開けはまだ工事の都合で五軒だがなかなかの盛況。真黒の人の市、声をからして客を呼ぶ露店街のなかから新しい装ひを凝らして登場した。これはまた焼跡に荒んだ神戸市民のオアシスである。まだ全部開店の運びに至らないので値段も一定していないが、洋食が七円から十四円四十銭、フライにスープつきが十円、サシミが七円三十五銭、和食が三円から十円、菓子がお茶つきで三円十二銭（以上税込み）といったところ、とにかく高い廉いよりは久しぶりに落ち着いて清潔な食器を前にするといふことが市民の感激をそそっているらしい。同街全部が営業するやうになればマル協の値段もきまるはずだが、なにしろ統制価格と税金に縛られて白米のカレーライス十円といった露天闇商人と対抗は出来ないがほんとの慰安を市民に与へる意味で頑張らうといふ。出来れば自治的な営業組織をつくってお互ひに勉強しようと申し合はせてをり、せつかく生れた子供ですから皆様も可愛がって育てて下さい。

「闇市に初の大手入れ　大物、風を喰ふ　ＭＰと協力今後も抜打ちに」(1945 年 11 月 27 日)

「甘い甘い」「ひとつ五円」の呼び声、それをなかにして渦をまいて蝟集する黒山の群衆、車道にはみ出た□女の間を警笛を絶え間なく鳴らして通り抜けようとするトラツク、ジープ―神戸三ノ宮、新開地に名物とまでなっている不潔と喧騒と、血腥い犯罪をさへ醸し出す闇市場は、国際都として発展しようとする神戸の大きな癌となっていたが、国際的な問題の存在と民衆の自粛を保たうといふ当局の親心からその取締り検挙も大大的には今日まで行はれなかつたが、その弊害は依然として止まるところを知らず、遂に二十六日、断は下された。

生田署では西署長以下吉田署僚警部指揮のもとに全署をあげて百四十五名の警官が出動、午前八時検挙は開始された。この日あることを察知していちはやく古狸の闇商人は姿を晦し、素人の闇屋が引っ掛ったほか開店中のものは案外すくなく応援に駈つけたＭ・Ｐ十数名もいささか手もちぶさたの態があったが、阪急三宮元町両駅、省線三宮駅から下車した大阪方面からの流入闇屋買出し部隊なども一斉に連行され十時には生田署三階の訓示場は満員。室を埋めたリユツクサツク、風呂敷包み、トランクなどには甘鯛、□、鮪、蝦、いかなごなどの鮮魚類、大根、水な、ねぎなどの野菜類、蕷、米、ビール、ローソク等々、市民の台所に家庭に縁遠いものばかりがずらりと並んだ。係官総出で取り調べたが買出し、田舎からの土産といったものが二割であとは商売目あてだが、係官の前ではべら棒に廉い売値を申し立てて苦笑を買ふなど、あまり常習犯の大ものは見受けられず、なかには闇市場でアゲイモを二貫料理屋に届けてくれとビール三十九本を日当三十円で引き受けたといふ男などもあり、その日の収穫は検挙人数二八四名、そのうち主食関係五十五名、外国煙草の闇売り六名、の六十一名は留置、残りが野菜類その他といったところで説諭のうへ帰宅せしめた。ついでこの際闇を徹底的に一掃すべしとのＭ・Ｐの意向もあり、さらに正午を期して今度は新開地ガスビル付近一帯の闇手入を生田、兵庫両署がＭ・Ｐの協力を得て行ったが、両署では今後も引続き抜打的に手入れを行ふ方針で古田生田署僚警部は左の如く語った。

1945 年 10 月 6 日にみられた「阪急三宮駅から省線元町駅間の高架下」という記述より、省線高架橋と山側を並走する阪急高架橋の位置関係の複雑さを想起させる。省線高架下には南側と北側に店舗群が形成され、ここで示された商店街は北側であった。阪急三宮駅を東の始点としたのは、省線三ノ宮駅が滝道（現・フラワーロード）を東西へ跨ぐガードの東に位置するからである。

「歓楽商店街」と称された計画は、同年 11 月 1 日に開店した「新楽街」のことを指すと考えられる。キャバレーやバーといった飲食店街としての性質もまた特徴的であり、戦後 2、3 ヵ月といった娯楽に乏しい時期に「歓楽」という語句を使ったことは、市民の復興への願望を表しているとも推察される。

11 月 1 日、省線三ノ宮高架下において「新楽街」は 5 軒が開店した。資材不足のなかで高架下に整備工事を行い建設された。路上にみられた露店群とは一線を画しており、座って清潔な食器で食事ができるということから、「新神戸名所」「神戸市民のオアシス」と評された。また開店当初から自治的な営業組織をつくろうという動きがあり、まもなく結成されたものとみられる。『京阪神復興名鑑』（毎日新聞社、1946 年 12 月）には、「新楽街（三宮省線高架下）」として、店舗名、営業種目、代表者名が記されている。これによると、全 44 軒中、カフェー、スタンド、喫茶、和・洋・中料理屋、食堂などの飲食店が 35 軒、約 8 割を占めており、飲食店以外の業種としては、日用雑貨・土産物といった物品販売業、氷屋、撞球場、理容院、写真屋がみられた。

前述したように、戦前の神戸市民による盛り場のイメージは高架下になかった。しかし、戦後ヤミ市の繁栄・秩序化と併行して、省線・阪急高架下という立地が復興に際してアドバンテージへと推移したことが窺われる。「新楽街」はその先駆的存在だったと言えるだろう。

1945 年 10 月 29 日には抜本的なヤミ市取締りの準備段階について報じられた。「食糧闇売り」という記述から、初期のヤミ市において販売されたものは食糧であったことが窺われる。ここに挙げられた販売品目の多さ、特に牛肉が出回ることは神戸の特色であろう[5)]。流通事情が徐々に改善されるにつれて、食糧のほか衣類や工業製品も多数見られるようになり、規模は拡大する。「闇売りの内容も概して下向く傾向」という記述は、粗悪品の販売や法外な高値での販売を意味すると察せられる。また「種々な衛生的事件」というように初期の兵庫県警察部によるヤミ市取締りにおいては、衛生面が保証出来ないことが強調され、消費者の自覚・自粛を呼びかける姿勢がみられた。

11 月 26 日、三宮ヤミ市に初めての大規模取締りが行われた。同日午前 8 時、検挙のために生田署に集まった警官は 145 名、検挙人数は 284 名であった。このうち主食関係を販売して連行され

た商人は55名、「洋モク」と称された外国煙草の闇売りが6名の合計61名が留置され、野菜などの生鮮食料品を販売した者は、「説諭のうへ帰宅せしめた」という。同日連行された商人の描写には、「阪急三宮元町両駅、省線三宮駅から下車した大阪方面からの流入闇屋買出し部隊」とみられるように、兵庫県下のみならず、大阪方面から商人が流れ込んで混雑を呈していた様相が窺われる。

第3期　1945年12月　―地域指定、「朝鮮人自由商人連合会」発足

「闇市場に地域指定　暴利を取締り自由市場化」(1945年12月1日)

闇市場の取締方針についてはこれを根絶するといふよりは闇市場出現の社会的および経済的な根本の原因と殊に罹災都市としての社会的な要請面とを十分に考慮して、暴利やその他の経済事犯と社会悪の巣窟の感のある市場から真に明朗健全な民衆のための自由市場として発足させることとなり、兵庫県では今回これが適切な取締り方針を宛てて健全な育成をはかることとなった。さしあたりつぎのやうな諸点を決定して実施すべく三十日の署長会議で松尾警察部長より詳細な説明と指示をあたへた。

一、地域指定＝交通秩序、都市衛生、取締便宜等を考慮して適当な地区に限ってこれを指定誘導する。二、自治的組織＝神農会、露友会等の商いの自治的組織を運用する等参加者を組織化して取締統制にあたらせるとともに自治的統制に指向させ、場代などの適切化をはかる。三、飲食店＝衛生的な見地から屋内または屋台店により営業させる。四、直接取締＝MPの協力を得るとともに□□関係のボツクス、電話等を各署ごとに適当に配置設置する。五、暴利行為＝自由市場としては容認するが暴利に対しては厳重な取締りを行ひ、販売物品には価格表示を行はせる。六、主要食糧の取締＝主食物品のうち特に米麦に対しては販売を禁止し厳重な取締りを実施しての他の食料品は状況により取締る。

「明朗自由市場へ　業者で特定地決定」(1945年12月4日)

神戸名物となっていた闇市場もいろいろのいきさつを経ていよいよ明朗自由市場として特定地区内におさまることになったが、既報のごとく一日県で開かれた関係代表者の協議会で取極められたところでは、元町駅周辺の支那人および台湾人の店は全部同駅以西の高架下へ移し、日本人もひとまづ同所へ割込ますが、場所が狭くなった場合は別途に日本人のみの特定地区を定めることとなる模様である。(後略)

「警官と衝突　三宮の街頭市取締りで紛争」(1946年12月5日)

不潔と雑沓整理の目的から神戸生田署は四日午前四時から省線三宮、元町間の街頭市に対し松本署長の陣頭指揮で二度目の大手入を行ったところ、降雨の関係で全署員が若干統制ある行動を欠いたため路傍商人側では「交通整理の名目に□□して客を散らしわれわれの商売を妨害するもの」とし代表者四、五名が現場で松本署長と談合したすえ一応話合がついていたが、一部の連中がどうしても納得せず、二、三十名が鉄棒や煉瓦をふるって警官団の中に乱入して来たので、松本署長は流血の惨事を未然に防ぐため署員に一応撤去を命じたが間に合はず包囲した連中のため水尾警部補ほか五、六名の署員は袋叩きにあひ三、四週間の治療を要する重傷を負ふといふ事件が惹起した。

路傍商人側では直ちに生田署へ代表が訪れ遺憾の意を表するとともに、後の対策につき種々協議したが、この種衝突事件は今回が二回目であるだけに今後の成行が注目されている。

「邦人は元町で　三宮街頭市の地割決る」(1945年12月7日)

神戸の街頭市はもはや業者側の自主的統制に起つしか改善打開の途は見出されないが、去る四日の三宮における紛争事件以来中国、台湾、朝鮮、日本の各業者代表の間に今後の対策につき種々接衝談合が続けられているが、この際三外国人と日本業者の営業場所を既報のごとく一定それを全業者に徹底することになった。すなはち外人業者は元町映画館西の空地およびそれより以西の高架下、日本人は元町筋としそれ以外では業者が互ひに自戒していたづらな紛争を避けようといふので、さらに協定値段なども設けて健全にして明朗な自由市場を建設することになった。なほ八日午後一時からMP、警察部長、各警察署長とともに四ヶ国の業者代表が県警で膝つきあはせて再度懇談する。

「街頭市場　営業区へ移転　進駐軍から要請」(1945年12月9日)

神戸の街頭市場に関する第二回懇談会は、八日午後二時から県警察部長室で開催された。華僑総会、台湾省民会、朝鮮人連盟、神農会等の各幹部三十数名が出席、進駐軍側よりハイアー大尉、アングス少尉、松尾警察部長、市内各警察署長らと意見を開陳して街頭市場に関する懇談を遂げ、ハイアー大尉より進駐軍の命として、さきに決定した各営業地区への移転を一週間以内に完了するべく要請、各代表出席者はそれぞれその意を街頭商人に徹底せしめることを約し三時五十分散会した。

「朝鮮人自由商人連合会結成」(1945年12月29日)

日とともにますます殷賑をきはめる自由市場が国際同業者内をめぐって様々ないまはしき紛争を□ることは国際的にも平和日本建設のためにも面白くない。統制、規律のある明朗な自由市場を建設しようと全国に魁けて朝鮮人自由商人連合会結成式が二十八日午後六時から神戸三宮劇場で在神朝鮮人自由商人二百□十名参集して挙行された。まづ綱領として、国際商人間の親交・同業者間発生の諸問題の自治的解決・店舗改良衛生設備の徹底・一致団結相互扶助を掲げ、いまや自由を獲得したわれわれはその持てる能力を遺憾なく発揮し台湾省民会、神農会などと手を握り各自その利権を尊重し、保護し、相互親善して国際的経済使命達成に貢献すべく力強い発生を期し、連合会長文開文氏ほか委員の選任を行ひ九時すぎ散会した。

日本人・外国人の営業地域を分けることになった背景として、11月26日の初の大規模な取締りが功を奏さなかったことが影響した。三宮ヤミ市の雑沓には多様な人びとが集まり、個々が利権を主張しあう状況から、様々なトラブルが生じた。これを排し治安を改善するため、警察による大規模な取締りが行われた。「社会悪の巣窟の感のある」という記述からは、取締まるべき対象がヤミ取引に止まらなかったことが窺われる。1945年12月の地域移転は当初「交通秩序、都市衛生、取締便宜」に対する考慮を主因として警察によって促進されたが、まもなく警察の取締りとヤミ商人による衝突が起こり、傷害事件も数度にわたって起こったこ

とから、商人の自治的組織の代表者を招集、協議を重ねている。

また、12 月 1 日には取締り方針として以下の六項目が挙げられている。

①地域指定（交通秩序、都市衛生、取締便宜等を考慮）　②自治的組織　③飲食店（衛生面）　④直接取締　⑤暴利行為　⑥主要食糧の取締

特に⑤暴利行為について、「自由市場としては容認するが暴利に対しては厳重な取締りを行ひ、販売物品には価格表示を行はせる」（1945 年 12 月 1 日付）と補足している記述に注目される。県警察部の取締りに際して、有無を言わさず連行・起訴するのではないという姿勢が現れている。初期のヤミ市に対して、自治的組織を結成することを推奨し（②）、法外なヤミ値の設定を戒める（⑤）と同時に、衛生的な見地から屋内・屋台店での飲食店営業を勧める（③）、これらの県の方針は結果的に路上のバラック店舗群形成の促進要因となった。

1945 年 12 月 29 日付記事によると、「朝鮮人自由商人連合会」は朝鮮人連盟を母体として 200 名以上の在日朝鮮人によって結成された。綱領として「国際商人間の親交・同業者間発生の諸問題の自治的解決・店舗改良衛生設備の徹底・一致団結相互扶助」を掲げた。「いまや自由を獲得したわれわれは」という記述からは、「解放国民」であった彼らの戦前・戦後における立場の転換と、これに対する意識の高揚が窺われる。ここで「台湾省民会」と組織名が挙がっている背景には、三宮自由市場内では台湾省民会と朝鮮人連盟の激しい利権争いがあるとみられる[6)]。度重なる武装した両者の紛争に警察は介入できず、この治安の問題を解消するためにも「各自その利権を尊重し、保護し、相互親善」することが望まれたと考えられる。

第 4 期　1946 年 1 月から 2 月　―三宮自由市場と交通妨害の改善、三宮自由市場の現況

「駅の出店に退去の旋風　主要路上でも罷りならぬ」（1946 年 1 月 26 日）

最近道路や駅構内などに出店を張っているものが多く、一般の交通障害になっているばかりか特に進駐軍自動車の通行を阻害し、交通事故の原因ともなっている現状から、今般米第三十一軍政本部では兵庫県警察部に対し爾今左記の所には出店を禁止する旨命令して来たので、同部では各署に対し一斉取締を実施するとともに常時継続的な取締を行ふやう通牒を発した。

〈出店禁止場所〉一、三宮駅においては構内および駅舎外郭から百尺（約十五間）以内には出店を張らぬこと。二、駅（省線並に電鉄会社も含む）においては構内および駅舎外郭から五十尺（約七間半）以内に店を出さぬこと。三、自動車の運行する主要道路の街角では五十尺以内には何人も店を張らぬこと。四、主要交通路の歩道では店を出さぬこと」

「車馬通行を禁止　三宮から元町の高架下」（1946 年 1 月 30 日）

省線三宮駅から元町駅に至る高架下道路は自由市場の繁昌で交通も乱脈を極め、車馬通行の頻繁と相俟って危険が増大しているので、この度米第三十一軍政部では同地点の車馬通行を禁止する旨兵庫県警察部に対し命令して来た。よって警察部では各関係方面に対し通牒を発しこれが取締に乗出すことになった。省線三宮駅構内南側高架下から元町二丁目高架下第一四〇号に至る間の道路の車馬（荷車等、乗車せざる自転車を除く）通行を禁止する。但し道路の交叉点での横断及び所轄警察署の許可をうけた場合ではこの限りではない。

「神戸の自由市場　日本一大繁昌　神戸市民、七十人に一人は関係者　食べ物屋が断然圧倒」（1946 年 2 月 8 日）

神戸の自由市場はその経営規模、人気の点でいまや日本一と折紙をつけられ最近天津から帰った一邦人も三宮の街頭市には舌を巻いたといふ。良き指導と統制でもっと明るく、真に市民のための自由市場たれといふ声が昂まっているが、この程県商経会の手で作成された一月十、十一両日の市内三大市場調査は市民と切離すことの出来なくなった"自由市場の生態"を解剖して険悪な社会世相を遺憾なく表現、当局に多大の示唆を投げかけている。

〈三宮市場〉省線三宮より元町駅西一丁におよぶ高架下約十五丁で、店舗が九百七十六店あり、三市場で一番大きい。だが構へ、設備は極めて貧弱で、バラツク、仮営業小屋の常置的なものは七十店で、店舗数の七分に満たない。その日その日に設備する店舗は四百二十店で四割三分を占めている。業種別からみると、食糧品と飲食店が断然多く、五百九十五店で六割一分。その他日用品雑貨店が三百二十二店で三割三分を占め、残余は靴類、古着といったところ。ここの特色は生鮮食料品店が飲食店を断然凌駕している点で、物品販売店は衣料品店が多く、煙草、マツチ、ローソク、靴古着、時計類がこれに続いている。統制品の米、麦の主食を販売する店は二十八件もあった。常設店舗の多いのは飲食店で、物品販売店はその日稼ぎが多い。商人の数は千三百七十一人で、市内自由市場の五割を占めている。一店で一名から二名で、男が絶対多数を占め、女は男の約半数、老人、子供が一割三分程度従事している。商人の国籍をみると外国人は二百五十九名で一割五分となっている。この外国人の三割二分は食糧、飲食店をやってをり、主食品の販売が外国人に多いのが目立つ。この市場では値段票を出していない店が多いのに驚く。度量衡の設備は少く、僅か十四軒。殆どが自分量で、度量衡を使用している。業種は米、鮮魚を販売している店である。（後略）

上記の出店禁止場所からは、省線三ノ宮駅構内にも「出店」が多くみられた状況が窺える。また、「自動車の運行する主要道路」「主要交通路の歩道」（1946 年 1 月 26 日付）という記述からは、終戦直後は省線ガード下に多かった立売商人が規模・範囲を拡大した結果、公道や歩道にも多くの出店が現れたと考えられる。

ほぼ同時期、省線高架下南側道路が込み合っているため車馬の通行を禁止する命令が出された（1946 年 1 月 30 日付）。三宮から元町駅に至る高架下は空襲後、罹災者が集まり、戦後急激にヤミ商人が増えた。高架下の通路、南側の歩道の両方に向けて屋台が出されており、同年 5 月には下水溝のコンクリート蓋の上にも店舗が設置されたという。したがって通路幅は狭まっており、歩行者の危険を考慮した結果の命令だと考えられる。1945 年 12 月の営業地域移転の直後にも GHQ による指令が相次いでいる。ここからは、県・市の取締りが十分な効果をなさなかったことや、同時

期において、三宮自由市場は日に日に膨張し、密度を高めつつあった様相が窺える。

1946年2月8日付記事によると、三宮自由市場は「省線三宮より元町駅西一丁におよぶ高架下約十五丁」に及んだ。店舗数976店、うち常設店舗は70店、その日毎に設備する仮設店舗は420店である。食料品・飲食店が多数を占め595店、このうち生鮮食料品店が圧倒的に多いことが三宮の特徴であった。商人数は1371人で男性が絶対多数である。国籍は外国人が259名とあり、同時期すでに日本人が8割以上を占めていたことがわかる。

第5期　1946年5月　―取締り風景、商人の組織化

「三宮自由市　業者の協力を要望　警官を常駐せしめ粛正へ」(1946年5月14日)

神戸生田署ではかねて三宮自由市場の積極的な取締方針を計画中であったが、十三日午後一時から署長室に神農会、松明会、台湾省民会、華僑総会、朝鮮自由商人連盟等の各代表の参集を求め、山本署長より、「進駐軍の要望もあり三宮自由市場を秩序ある状態に改善し、衛生、交通、犯罪の諸点からこれが徹底を期するため専任警官を常駐し目的完遂まで相当期間継続して取締りを行ふことになったが、警察の強権をまつまでもなく業者自ら自発的に改善に協力されたい」と業者の自発的協力を要望した。

なほ今回の取締りは　一、不正業者の取締＝米、麦、雑穀、甘藷、馬鈴薯その他の加工品、麺類、パン、澱粉、小麦粉、飯類、うどん、餅、味噌、醤油、食塩、繊維製品（古着を除く）煙草、マツチ、木炭、薪、缶詰、軍関係物資、砂糖、衛生上有害なる物質（メチール、シソ糖類）を販売する者の取締　二、物価の取締　三、盗賊品の検閲による刑事犯検挙　四、価格表示規則に基く価格の表示　五、場銭の縮小　等が重点である。

「国境越えて商組を　三宮自由市場に国際総商組」(1946年5月15日)

終戦後一時混乱を極めた神戸の自由市場も松明会や朝鮮自由商人連合会などの発会により漸次平静をとり戻してきたが、最も殷盛を極める三宮地区自由市場にはいまだこれといふ商業組合がなく、今後夏季を迎へての伝染病発生の危機ならびに交通整理など山積せる諸問題を解決し併せて明朗なる自由市場を育成するため、国境を越えて商人同志が握手しようと中華民国台湾省民商人の提唱で「国際総商組合」の成立が急がれていたが、十四日午後二時から阪神会館で神農会、松明会、朝鮮自由商人連合会なども招き発会式を挙行。発起人代表葉両儀氏の設立趣旨ならびに経過報告があり、組合規約の承認、役員選挙があり理事長として葉両儀氏ほか理事の選任があり四時過ぎ閉会した。なほ同組合は交通の自主的整理、道路の清掃、失業者の救済、衛生医務の設備、事業の斡旋などの事業を行ふ。組合事務所は神戸生田区三宮町三丁目九二（鯉川筋）

「三宮自由市場　取締隊が初の出動　禁制品に粛正のメス」(1946年5月16日)

三宮自由市場の明朗化を期して神戸生田署では新設の特別取締隊を動員して十五日午前九時からトラツク六台の機動力のもと、県防犯課から五十名、同隊から二百数十名の隊員が山本署長総指揮下従来と異なりMPの協力もなしで初の大手入を行った。いつものやうに取締の対象は主食と専売品に重点が置かれたが例によつて商人が手入れ予知していたせいか摘発数量も貧弱で、同五十分には午前中の摘発三十四件を数へて終了。午後からは省線元町駅前から神戸駅間の高架下に主力を挙げて再度取締を行ひ、同日は四時をもって終了した。(中略) 主食、専売品は業者団体の自覚協力のあとを物語って僅少であり、これを国籍別にみると日本人二十九名、中国人九名、台湾省民三名計四十七名であった。

1946年5月13日には生田署署長室に神農会、松明会、台湾省民会、華僑総会、朝鮮自由商人連盟等の各代表が集められた。同時期、進駐軍からは厳正な取締りの要求、商人群からは生活権の主張、市民からは食糧難の訴え、といった相矛盾する要求・主張に挟まれて頭を悩ませる行政の姿がみられる。秩序を回復するために、衛生・交通・犯罪の諸点から徹底的な取締りを継続して行う趣旨を表明し、業者の「自発的協力」を求めた。

5月15日には生田署による新設の特別取締隊がトラック6台で出動、主食・専売品の取締りを行なった。「従来と異なりMPの協力もなしで」(1946年5月16日付) という記述から、1946年5月までは県警察部・各署といった単体の取締りではなく、MPの力を借りたものであったことが読み取れる。

三宮自由市場における商人の組織化は、1945年12月28日「朝鮮人自由商人連合会」に始まり、1946年5月14日「国際総商組合」の結成によって一段落したとみられる。同組合は台湾省民商人の主導で設立された組織である。ここには「三宮地区自由市場にはいまだこれといふ商業組合がなく」(1946年5月15日付) という記述がみられており、この「三宮地区自由市場」とは省線三ノ宮駅から元町駅間を指すことが推察される。前述したように、「三宮自由市場」とは省線三ノ宮駅から元町駅間、約1.5kmの鉄道高架下・南側舗道・緑地帯に広がったヤミ市である。しかし、立地を高架下空間に限定するならば、三ノ宮から元町を越えて、西は神戸駅まで続くヤミ市が存在した。したがって1946年5月16日付記事においては、三宮自由市場の取締りを報じると同時に、「省線元町駅前から神戸駅間の高架下に主力を挙げて再度取締」(1946年5月16日付) を行ったことが述べられている。省線元町駅から神戸駅間には、「松明会」「朝鮮人自由商人連合会」が拠点を置いていた。朝鮮人自由商人連合会に関しては、元町高架下に事務所があったといわれる[7)]。したがって国際総商組合は、以東である省線三ノ宮駅から元町駅間の高架下・南側舗道に店舗をもつ商人群をとりまとめたと考えられる。

第6期　1945年6月から7月　―三宮自由市場の現況、「八・一粛正」にむけた兵庫県の方針

「三宮ガード下の手入れ」　(1946年6月20日)

神戸三宮自由市場は特設取締隊の活動と国際総商組合、松明会、朝鮮人自由商人連盟などの協力により最近明るさと清潔をとりもどして来たが、十八日午前十時生田署特設取締隊が一斉にガード下の粛正に乗り出し約三十名の商人を一掃、それぞれ場所をかへるやうに説諭、悪質のものは送局手続きをとり、パン、おはぎ、握り飯など約五貫を三宮駅前にある在外同胞援護会にマル公で買取られて

これで引揚者の接待用にするやう取計ったが、最近三宮ガード下に市電停留所が復活するので同所における立売は今後絶対やめるやう生田署では要望している。

「県下五都市の自由市場　売食にふえた古着屋」(1946年7月22日)

神戸三宮自由市場（中略）これに反して一般家庭の売食ひがふえたのか古着屋、雑貨屋は一月に比べて十一割六分、一月に比べて八割一分、三月に比べて十三割三分と著しく増加しており、これら物品販売店は全店舗の六割八分を占め、一月に比べて二倍に増加。食糧不足はここでも影響して食べもの屋より、よろづ屋に転換するのが多い。店舗の構造は店舗総数千百九十五店のうち約八割が常設店で、一月に比べて二百十六割二分の増加といふからその復興ぶりはさすがに日本一の自由市場だけあって建築テンポも速い。自由市場もその日その日の稼ぎから常設的な商店街建設へと時代の流れとともに歩んでいるのは面白い現象である。

「自由市場　不当な弾圧はせぬ　業者の理解で円滑に」(1946年7月30日)

自由市場の明朗化をはかるためいよいよ八月一日を期して全国主要都市が一斉に取締を実施することになったが、他府県では店舗の閉鎖、一定場所からの総立退きなど強力な手も打たれ、場所によっては市場の粛正といふよりは絶滅を期して徹底的な取締が敢行されるところもあるが、名にしおふ神戸三宮自由市場を擁する兵庫県の場合、どんな方針でこれに臨むか。警察としても今回の取締は直ちに完結問題であるとして諸所に相当な波紋を投げつつ当局の態度を注視しているが、これに対し県警察部では取締に対し不当な弾圧を加へるやうなことは勿論なく、業者との了解のもとにあくまで市場の粛正といふ点にそって初期の目的を果さうとするもので、業者間での自粛と当局への協力方を要望。断乎たる手段をもつて臨むのは業者の態度をみたうへであるとの意向を明かにしている。

〈主食類が目的　夏目経済防犯課長談〉本件では主食類、専売品、禁制品の販売禁止に重点が置かれるわけで、あらかじめ業者がその趣旨を了解し協力してくれれば何の摩擦もなくゆくわけである。もっともその他価格の闇と関係し悪質ブローカーや街の親役の介在など自由市場をめぐる悪の根源についてはまた粛正のメスが加へられるが、当局と業者間の闘争といったやうな感をもたらすものでは決してない。お隣りの大阪府では業者の立退きなどが行はれるので一部が神戸三宮、元町附近に流れてくることは十分予測出来るが、彼等の露店営業開業は絶対許さずこの点は徹底的に取締る。なほ現在の露店営業は目下作成中の新規則によって取締を実施するが、とに角一日からの一斉取締で業者があくまで非協力の態度に出るやうなことが万一あれば、当局としてはそれから新に方針をたて直し断乎たる処置に出るつもりである。

〈業者の自粛要望〉神戸三宮自由市場の取締の衝に当る生田署では市内署長会議で決定した方針にもとづき、二十九日午前午後に分れ関係繊維製品営業者、自由市場関係組合各役員の参集を求め、新らしい取締方針につき山本署長より説明してのちその協力を要望した。新取締方針は従来挙げられていた自由販売禁止品目と変りないが、これまで主として取締の対象になっていた主食、専売品その他特に対象となる各品目をあげ、今後もしこれらの街頭品を販売すれば消費統制違反と価格統制違反に抵触し、七月十五日の勅令により全部起訴され十年年以下の懲役、七万五千円以下の罰金に処せられる。従って業者としては相当影響をうけるわけで三宮の自由市場も新らしい方向に向ふ訳である。右につき山本署長「東京、大阪などと異る神戸は自由市場の場所もよく、比較的整然と運営されており、これをつぶすがごときことは考えてないが、禁止品目はあくまで取締り一般市民の安心出来る市場にしたい。業者も関係諸法規をよく理解し起訴されるやうなことのないやう注意してほしい。」と語った。（後略）

1946年6月20日、生田署特設取締隊によるガード下の粛正が行われ、パン、おはぎ、握り飯など、主食販売の立売商人30名を一掃した。三宮ガード下に市電停留所が復活するため、付近の立売をやめるよう指導する構えである。ここで「ガード下」とは、瀧道（現・フラワーロード）と省線・阪急高架橋が交差する場所を指すと考えられる。

7月22日、店舗総数1195店のうち8割が常設店舗である。1月に比べて216割2分の増加という記述がみられ、取締りを重ねても屋台撤去前よりも堅牢なバラック店舗を建設して居座る状態が窺える。また、初期には生鮮食料品が大半を占めていると報じられた三宮自由市場も食糧不足が影響したか、古着屋が多いと報じられた。

8月1日、全国一斉に行われる「八・一粛正」を控えた7月30日、県の取締方針が表明された。あくまでも「主食類が目的」であること、「業者の自粛要望」することを示している。「神戸は自由市場の場所もよく、比較的整然と運営されており、これをつぶすがごときことは考えてないが、禁止品目はあくまで取締り一般市民の安心出来る市場にしたい」(1946年7月30日付）という一文からは、兵庫県における漸進主義のヤミ市取締り姿勢が読み取れる。警察の強権による問題解決は神戸の場合には適さないと考えられており、市民やヤミ商人の反感を買わないようにと注意を払った取締方針がとられたことが窺われる。

第7期　1946年8月―「八・一粛正」後、三宮自由市場における大規模撤去

「二十日限り撤去　交通に支障の三宮市場の一部」(1946年8月14日)

自由市場の取締について第二段の方針を決定して県では十三日午前十時から業者代表ならびに自治団体である組合、連合会等七つの各代表を県警察本部に招き、兵庫軍政部ジョンソン大尉臨席、岸田知事列席のもとに古山警察部長から新取締方針の趣旨をのべその具体事項を示達した。これに対し業者側各代表から種々意見と要望があったが、県としては今回の取締実施前に業者間での自発的協力をあくまでの要望。各代表は業者の立場からする希望意見をのべたうへ一応組合員等にはかるといふことで、一部は積極的協力といふ点を留保し午後零時五十分散会した。新たに発足した取締対象は一般交通妨害となる露天商その他店舗の撤去で、今回は交通もつとも頻繁な神戸三宮自由市場内に限定されている。すなはち省線三宮駅西南十字路より以西元町駅西南三叉路に至る通称三宮闇市場内の(一)車道上にあるすべての占拠物件（二）歩道上にある占拠物件で歩道

の半ば以上を占拠しているものとなり、これらは本月二十日限り撤去することに決定したものである。

〈協力せねば断乎たる処置〉この撤去命令により追はれる商人は県警察部の調査では大体千二、三百名のうち七百名程度とみられ、これら商人の身の振り方については勤労課あたりで万全の失業対策を講ずるが、本取締方針に対し業者が誠意ある協力を示さぬ場合は社会、経済秩序に対し挑発的な態度を示すものとして断乎たる措置に出ることを明示した。」

「新移転地域を決定　自由市場の撤去店舗」(1946 年 8 月 20 日)

神戸三宮自由市場の一部撤去問題に関してはその後業者側で種々対策を協議中であったが、十九日午前十時から国際総商組合、朝鮮人自由商人連合会所属の立退業者約四百五十名が生田署訓示室に会合してその具体案を決定。元町駅以東で撤去の通告を受けた業者は全部葺合区旭通三丁目所属約六百坪の場所に移転し、場所の分配に関しては同会合の席上で行はれた抽選にもとづき二十日正午幹部立会の下に現地で指示し、同日午後三時から移動を開始する運びとなった。

なほ新しく出来る市場は将来の理想的マーケットを目指し衛生的にも十分考慮がはらはれている。また元町駅以西松明会に属する撤去業者は約百四十名を数へ、花隈本庄焼跡（約八十軒）、旧松明会事務所前（約六十軒）をそれぞれ移転先と決定。十八日から宇治川筋、元町駅前はすでに移転を開始している。

「二十三日まで延期　三宮自由市場の引越し」(1946 年 8 月 21 日)

神戸三宮自由市場の一部撤去に関して業者側は五十名あまりの人夫で新移転先（葺合区旭通三丁目）の整地などに全力をあげているが、現在の店舗をそのまま移したのでは雑然として外観上はもちろん衛生上からも面白くない点があるので、国際総商組合、朝鮮人自由商人連合会代表は廿日午前十一時県庁に古山警察部長を訪れ三日間の立退き猶予を懇請したところ、部長もこの意向を受諾して二十三日まで待つことになり、業者代表も二十四日には杭一本も残さず取除く旨約束。橋本組の協力を得て昼夜兼行の作業をすすめ、同一型の店舗約四百軒を新移転先に三日間で完成することとなった。なほ二十一日は同業者お別れの意味で元町以西は全店休業、二十二、三両日も立退業者は商売を休み移転準備に万全を期すことになっている。

1946 年 8 月 14 日、従来の取締方針では主食・専売品の販売が第一に挙げられたが、八・一粛正が兵庫県では効果をなさなかったことから、「交通に支障」という名目で占拠物件を撤去する方針を固めた。対象としては、三宮交差点から元町駅西南間にある「(一) 車道上にあるすべての占拠物件 (二) 歩道上にある占拠物件で歩道の半ば以上を占拠しているもの」(1946 年 8 月 14 日付) が挙げられ、総数 1200 から 1300 名の商人のうち 700 名が該当するとされた。

同月 20 日には、撤去対象となった商人の移転先を各団体間で協議、葺合区旭通 3 丁目に決定した。新設する店舗について「理想的マーケットを目指し衛生的にも十分考慮」(1946 年 8 月 20 日付) するとの記述からは、ヤミ市発生初期から一貫した衛生面を問題とする姿勢が窺える。翌 21 日には移転に伴う準備や進捗状況について報じられた。それによると現在葺合区旭通 3 丁目の移転先を整地しており、3 日間の立退き猶予を得て 23 日までに移転を終えることになったという。同時に、新移転先に同一型の店舗約 400 軒を建設、「3 日間で完成する」(1946 年 8 月 21 日付) という記述がみられるが、これは雲井通 6 丁目、旭通 4 丁目に建設されることになり、10 月 2 日に完成・開店している（後出：1946 年 10 月 2 日付)。

第 8 期　1946 年 9 月—三宮自由市場の今後の展望、2 度目の大規模撤去

「明朗市場へ　闇市は変貌する　内部からわき上る逞しき意欲」(1946 年 9 月 14 日)

（略）自由市場がさらに多くの販売禁止品目を加へられたいま、このままの状態を永久に存続し得るものとは考へられず、また大都市の美観の上からもまた経済法則的に見ても自由市場がやがては消滅すべきものであることは堅実な業者事態も十分自覚しているところで、闇市の発展的解消は時日の問題とみられ県当局の断を待つまでもなく、闇市場の内部から起った過渡的形態脱却への努力と旧勢力を盛り返さうとする外部商人の着実な歩みはこのほどやうやく表面化し、為政者側の不正商人の弾圧、物資の裏付け、百貨店の利用など統制経済的な諸政策を尻目に、明朗マーケットによる新しい「市民生活」を確立せんとする勢を示しているが、ここに戦前国際都市神戸の中心をなした元町、三宮一帯に盛り上りつつある彼等商人のたくましい胎動ぶりを各関係方面につき打診してみる。

〈国際市場〉三宮自由市場の重点をなす国際総商組合では根強い浮草商人を追出し堅実な商人を国籍を超越して網羅した一大国際市場を省線高架山側、元町駅からトアーロードまでの間約三千坪の敷地に建設すべく、市復興本部の諒解も得、すでに土地の交渉を終わったが、完成の暁には城郭をめぐらした五棟の市場に約一千の店舗が販売物品別に並び各国市場の特色をあはせた東洋式マーケットとして活況を呈するものとみられる。

〈松明会マーケット〉元町駅以西相生橋まで約八百の商人を有する松明会では元町三丁目（約二百坪）元町六丁目（約三百坪）の二ヶ所にマーケットを建設し現在の商人中から信用ある優秀商人約百名を抜擢。協同組合法による組合を結成、製粉、製麦、共同理髪館を経営共同購入も行ふ計画ですでにマーケットの建築に着工している。

（中略）

〈南京市場〉戦前約半数を中華人が占め神戸で唯一の国際市場として各国各層の人を集めた元町一丁目南京町は終戦とともに多くの商人が一応自由市場に出店を出したが大半は同所をすてず約二百軒のバラックを建てて再興の機をねらっており元町二丁目もあはせてこのあたり一帯に新しい市場の出現が予想せられる。

「露店粛正始まる　″神戸名物″に終止符　三宮へ警官隊千五百名出動！」(1946 年 9 月 29 日)

全国的な注目をあびながらも神戸の特殊事情を考へて一応取締りに弾力性をもたせていた三宮自由市場の問題も、大阪府からの牽制もあり県当局の方針もすでに猶予期間をすぎたものとして、去る十八日公布された露店営業取締規則にもとづく一斉取締りがいよいよ

二十八日からその火蓋を切った。取締りのために出動した警官は実に千五百名にのぼり県下総数の約四割、十年前溥儀氏来朝以来の数にのぼる大規模なもの、この日自由市場は朝からの雨模様にもかかはらず平日にかはらぬ繁昌ぶりで例によって煙草もパンも姿をみせていた。取締隊員は午前十時警察本部是常監察官の指揮する機動部隊二百三十名、山本生田署長を隊長とする県下各署からの取締隊員千二百七十名が神戸国民学校に集合、特に古山警察部長から「警察の威信にかけても闇市場に完全なる終止符をうつよう努力されたい」と訓示あってのちトラック二十台に分乗して取締りにくり出し、禁止地区の業者、制限地区内の禁制品販売業者をかたっぱしから検挙。夕刻までに約二百五十名を違反者として生田署に連行取調べにあたる署員と荷物で同署は大混雑を呈したが、禁止地区内の業者には今月中に店舗を全部撤去するやう厳重訓戒、誓約書を提出させる断乎たる態度を示した。なほ取締りは同四時一たんうちきり小隊以上約百名が参集して取締りに関し種々協議した。

〈営業許可はあすまで受付〉露店商人に対しての今後の取締方針は合法的にやるものに対してはどしどし許可するものであり、制限地区内の営業許可願は三十日まで生田署で受付け許可申請願届済証を交付一日からこれを店舗に掲げなければ営業を認められぬことになったが、三十日までに願書を出さなかったものは一日から一まづ休業させ、この間に願書を提出したものには許可を与へる方針に決定した。(後略)

8 月に行われた 1 度目の大規模撤去・集団移転の 1 ヵ月後、三宮自由市場の商人たちは今後の展望をどう考えているのか、記された。「国際市場」は台湾省民会に基盤をおく「国際総商組合」によるもので、元町駅以東の高架山側にマーケット新設を計画している。「松明会マーケット」は元町駅以西相生橋までの高架下を取りまとめる組織である松明会によるもので、これも新たに 2 箇所のマーケット新設計画である。また、「南京市場」では戦前から南京町に店舗を構えながらも、三宮自由市場に出店を出したという記述がみられた。

9 月 18 日に公布、即日施行された県令「露店営業取締規則」に基づいて、同日 28 日から三宮自由市場に対して徹底的な取締が行われた。機動部隊 230 名、県下各所からの取締隊員 1270 名がトラック 20 台に分乗して出動した。検挙対象は、禁止地区の業者、制限地区内の禁制品販売業者とし、250 名の商人を検挙した。禁止地区内の業者に対して今月中の店舗撤去を命じたが、同時に「露店商人」に対する取締方針として「合法的にやるものに対してはどしどし許可する」と明記された。無秩序な状況が続いた三宮自由市場に対して、警察の強権による法治の徹底をはかった時期とみられる。

第 9 期　1946 年 10 月　―高架下に連鎖店舗建設、葺合区に「国際マーケット」開店

「残るのは高架下の千軒　三宮の露店へ更に立退き命令」(1946 年 10 月 1 日)

神戸三宮自由市場の粛正は県当局の断乎たる取締方針のまへに、いよいよ九月三十日限りガード下禁止地区二百六十七軒が撤去。一日からは制限地区内でも新しい許可申請を出さぬものは営業を許可されず一応閉店することになったが、この許可申請をどこまでうけいれるかについて取締本部（神戸国民学校内）では、三十日さらに撤去範囲をひろめ緑地帯二百三十五軒、南舗道上百八十四軒の仮設店舗に対し土地不法占拠にもとづく立退きを命ずることに決定。同日午後一時から該当店舗に対し五日までに撤去する旨の戒告書を発したが、この結果六日以後のこるのは省線高架下のみとなり、約千軒が三宮駅から相生橋ガード下約二キロ半に細長い連鎖市場をつくることになった。

「淋しい自由市」(1946 年 10 月 2 日)

神戸三宮自由市場取締は猶予期間をすぎた一日の朝になるも撤去ををはっていない禁止地区の仮設店舗に対し、午前九時から西宮、東灘、西各消防署員百十一名の応援を得て代執行に乗り出し、同十一時までに全部完了。これで相生橋ガード下から三宮までの省線ガード下南北に通ずる道路上の店舗二百六十七軒がことごとく姿を消し広々とした感じを与へている。この日元町駅以西松明会に属する市場は許可申請の手続きのため一斉に閉店。同駅以東も南歩道上と緑地帯の仮設店舗が全部店を閉め露店営業をやっているのは高架下だけといふさびしさで、人出もこの日はさすがにさびしかった。

「けふ国際マーケット蓋明け」(1946 年 10 月 2 日)

神戸三宮自由市場粛正の第一歩として交通妨害の見地から立退きを命ぜられた一部業者によって新しく誕生した三宮国際マーケット（葺合区旭通三丁目、同雲井通六丁目）では、このほど約六百五十軒が完成。一応露店営業取締規則にもとづく許可申請書を提出、葺合署の内諾を得たのでいよいよ二日から一斉に開店することになった。なほこのほど立退きを命ぜられた三宮自由市場内の緑地帯、南舗道上の業者も収容するため約三百五十軒追加する予定もしてをり、これもちかく完成の予定である。

「これではお得意を奪はれる　高架下に建築を急ぐ連鎖店舗」(1946 年 10 月 19 日)

県当局の本腰を入れた取締りで約半数の店舗を失ひ、禁制品の販売も危険率が増大。地域的に狭苦しい高架下にとぢ込められて古着屋街と化してしまった神戸三宮の闇市は、このままで行くと元町を中心とする堅実な商店街に人出をさらはれることは火を見るより明かとなったので、この際、許可を得た正式商人の手により持続性ある店舗をつくり、闇市でなく一つの新しい露店街として再生しようといふことになり、まづ外観的に闇市を返上するためこれまでの雑然たる屋台店を全部取壊し、簡単ながら見苦しくない連鎖店舗の建設に乗出した。これが完成するのは本月末で十一月になれば高架下歩道上だけの露店街としてお目見えするはず。＝写真は建設をいそぐ三宮自由市場　※写真略

9 月 30 日限り、省線三ノ宮駅から相生橋ガード下の禁止地区に残った店舗 267 軒が撤去されることになった。同日、さらに範囲を広げて緑地帯 235 軒、南側舗道上 184 軒の仮設店舗に対する立退き命令も決定した。これによって 10 月 6 日以降は省線高架下の 1000 軒が残ることとなった。

同月 19 日には 2 度の大規模な集団移転を終えて、高架下だけに

残った三宮の「闇市」が「古着屋街と化して」いることから、これを改善する動きがみられた。屋台店を全部取り壊して連鎖店舗の建設を始め、11 月には「高架下歩道だけの露店街」として現れる予定、と報じられた。なお、ここでの「連鎖」とは連続型、連続式というほどの意味で戦前期までしばしば用いられた表現である。

また同年 8 月、朝鮮人自由商人連合会の主導によって葺合区旭通 3 丁目に集団移転した商人の新移転先として「三宮国際マーケット」が完成した。これは旭通 4 丁目・雲井通 6 丁目に約 650 軒を建設し、10 月 2 日一斉開店を果たした。また、9 月 30 日に 10 月 5 日限りの撤去が決定した南側舗道上・緑地帯内の商人のために第 2 期として 350 軒追加建設することになった。

第 10 期　1946 年 11 月から 1947 年 3 月　―三宮自由市場の終焉

「緑地帯の店舗問題一応解決」(1946 年 11 月 21 日)

県当局から去る十五日限り営業停止を命ぜられていた神戸三宮自由市場緑地帯の業者は、その後営業期間延期をめぐって関係当局と種々交渉をつづけていたが、十九日さらに十二月十五日まで住居とともに期間延長の許可を得、移転先はいづれ市が斡旋することとして緑地帯不法占拠問題は一応解決した。

「左様なら三宮自由市場　元の緑地帯に還る　分散最後の難関もようやく解決」(1947 年 2 月 15 日)

終戦後の経済混乱のさ中に是非両論の街の声をあびながらも最高千五百の店舗をもち、全国的な注視を集めた神戸三宮自由市場も現在ではすでにその三〇%が母体から離れてマーケット、市場に変ぼう、二〇%は元町や三宮を中心とする本店舗となって独立し、市場分散の最後の難関、緑地帯の問題も昨年末からのうやむや状態から足を洗い、このほど華僑総会、国際総商組合などのあっせんで本多組の手によって新移転地生田区中山手通二丁目元公設市場跡に中国人ばかりの市場建設に着手。

現在すでに緑地帯は約半数の取こわしを終り今月末には元の緑地帯に還る予定とあり、加うるに世論は「ヤミ撲滅」是非論からさらに新しい経済機構を求めるところまで進めつつある現状で、さしもの三宮自由市場にもようやく時代から取り残されようとする古きもののあわれさがただよいつつある。

市場よ何処へゆく？育ての親である国際総商組合長葉両儀氏に今後の見通しをきくと「いろいろ苦労もあったがどうやら市場の踏台的役割は果したようだ。今後もこの市場が発展的解消を遂げ各方面で健全な商人として立ってゆけるよう努力するつもりだ。わたくしとしても歴史的な流れにさからおうとは思わない。」

1946 年末から 1947 年にかけて緑地帯に残った店舗群は国際総商組合に所属する商人であり、1947 年 2 月 15 日時点でようやく半数の取り壊しが終わり、月末には元の緑地帯に還る予定とされた。同日、最高 1500 店を数えた三宮自由市場が取締りによって各自が移転を遂げ、最期に残った緑地帯の店舗問題が解決しつつある状況が報じられた。「マーケット、市場に変ぼう」(1947 年 2 月 15 日付) という記述からは、同年 8 月にみられた国際マーケット形成に代表される「マーケット化」が窺える。しかし、中山手通二丁目における市場建設についての詳細は現時点では不明である。

おわりに

以上、1945 年 9 月から 1947 年 3 月末までの三宮地域におけるヤミ市の主要な報道について紹介・解説した。

ヤミ市「三宮自由市場」に集散する、商人・市民・地方からの買出し客・ブローカー・神戸市・兵庫県・GHQ等々、多様な人びとが相互に影響し合いながら生活する様相が窺われた。同地では、個々人を規定する境遇や職種、民族等の要素や集団間特質は複雑に入り混じり、坩堝の様相を呈した。しかし、当該期のヤミ市と周囲一帯の場所を巡る商環境形成のダイナミズムは、日々の新聞報道について検証することによって、その動態を把握できたと言えよう。

ヤミ市をめぐって新聞記事が伝えた内容は、あくまで記者や新聞社の判断を通過した内容であり、実態そのものではないことには留意しなくてはならない。当時はGHQによるプレス・コードも存在し、また今日と同様、関係諸方面への配慮もあったであろうから、記事の成立過程はより重層的であろう。とはいえ、その重層のあわいから伝わってくる具体性や臨場感を凝視することもまた大切と思われる。

今後は、『神戸新聞』の 1947 年 4 月以降についても同様の調査を続け、当該地域の変容をさらに辿りたい。また、本稿が対象とした時期と状況についても、当時の華僑系メディアや韓国・朝鮮系メディアがどのように捉えているかの調査を通して、多面的に検証する必要を感じている。

注

1) 拙稿「戦後神戸におけるヤミ市の形成と変容 ―「三宮自由市場」の事例を中心に―」(『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』第 4 巻第 2 号、2011 年 3 月 30 日、pp. 69-81)
2) 注 1 に同じ。pp. 70-71【表 1a, b :『神戸新聞』(1945 年 8 月 15 日～1947 年 6 月 30 日) に掲載された「三宮自由市場」関連記事一覧】参照。
3) 注 1 に同じ
4)『神戸新聞』1947 年 2 月 15 日付
5) 松平誠『ヤミ市　幻のガイドブック』(ちくま新書、1995 年)
6)「座談会:国際自由市場今昔語る」『兵庫春秋』第 1 巻第 5 号 (1949 年 9 月) pp. 2-7
7) 粉川大義『新時代への飛翔　サンシティ竣工記念誌』雲井通六丁目地区市街地再開発組合、1990 年